

第2回検討会での主なご意見と制度(案)の考え方

主なご意見

制度(案)の考え方

住宅の要件	「不安」の払拭	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「耐震性」や「構造上の不具合及び雨漏り」の要件として、売買契約から引き渡しまでに改修が実施されるものを含むこととすると、誤解を与える。 ➤ 瑕疵保険と自社保証は保証の期間や内容等が異なることから、消費者にとってわかりやすい要件とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 広告時点において、「耐震性」、「構造上の不具合及び雨漏り」については改修済みであるもの以外は対象外とする。
	「汚い」イメージの払拭	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国で一定の基準を示したうえで、団体毎の違いが消費者に伝わるよう工夫をすべき。 ➤ 見た目をきれいにするよりも、現況の写真と改修に要する参考費用等が情報提供されており、消費者が判断できることのほうが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 広告時点において瑕疵保険に加入することが可能な状態であることを基本とするが、瑕疵保険・保証の提供主体、期間、対象、保証額等が多種多様であることから、具体的な保険・保証の内容について情報提供を行うこととする。
	「わからない」イメージの払拭	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同住宅における情報提供項目は、専有部分と共用部分で分けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 団体において、部位に応じて原則的な取替時期等の数値基準や、チェック項目による審査のしくみ等を定めることを想定するが、それによらない場合は、リフォームプラン(参考費用含む)を提示することを想定する。(参考となる数字の目安を提供することについては今後検討)
制度的な枠組み	制度全般について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者団体の準備期間をある程度設けて、提案された要件を国が判断する必要がある。 ➤ 商標使用のルールに従わない事業者等について、事業者団体として何らかの措置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 制度の運用開始までに一定の準備期間を設けることとする。 ❑ 団体において、事業に取り組み、会員の管理が適切になされるよう、団体の要件は「一般社団法人等」とする。ルールに従わない事業者等については、団体が指導・監督を行い、必要に応じて国が報告徴収を実施することとする。
	制度名称について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者への周知・浸透のため、短く、わかりやすい名称が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 制度の通称を「安心R住宅」とする。